

研究ノート

各国の投資自由化に関する諸考察
－OECD の FDI 制限指数からのアプローチ－

藤田 輔

はじめに	42
1. FDI RRI の計測方法・基準	43
2. FDI RRI に見られる傾向と特徴	47
(1) OECD 加盟国の動向とその特徴	47
(2) OECD 非加盟国の動向とその特徴	50
(3) 「国際投資・多国籍企業宣言」との関係性	56
おわりに	59

はじめに

経済のグローバル化に伴い、国境を越えた資本移動が一層活発化している今日、経営参加を目的とした企業の外国進出の結果として生じる外国直接投資（FDI：Foreign Direct Investment）は、先進国でも途上国でも総じて、自由化の流れに向かっていくのは言うまでもない。このことは、世界各国における対外開放政策に加えて、各国間で締結されていたり、締結に向けて交渉が行われたりしている二国間投資協定（BIT：Bilateral Investment Agreement）の中でも、投資家及び投資財産の保護に留まらず、FDI 規制をできる限りなくし、投資を自由に行える環境が整えられることが規定されていることから容易に理解できよう。さらに、自由貿易協定（FTA：Free Trade Agreement）や経済連携協定（EPA：Economic Partnership Agreement）のほとんどの場合、BIT とほぼ同じ項目で構成される形で投資を扱う章が設けられており、現在、アジア太平洋諸国間で交渉中の環太平洋パートナーシップ（TPP：Trans-Pacific Partnership）協定でも、投資の章が盛り込まれている。つまり、投資自由化の動きはグローバル化の中では世界的潮流であると言っても良い。

一方、投資自由化の達成状況は、例えば、FDI を強く規制する個々の政策が、改革によって緩和ないしは撤廃されることで確認できるが、そのような確認は、本国及び交渉相手国（BIT, FTA, EPA の場合）のそれぞれの判断や合意に基づくものであると解釈され、他方で、投資自由化を数量的かつ客観的に判断することはあまり認識されてこなかった。そのような中、経済協力開発機構（OECD）が、世界各国がどの程度 FDI に対して規制しているかを測る定量的指標として、1997 年に FDI 制限指数（FDI RRI：FDI Regulatory Restrictiveness Index）を開発したことで、部分的ではあるが、投資自由化の状況を数量的に分析することが可能となった。現在では、OECD 加盟国や一部の非加盟国に関し、7 カ年（1997 年、2003 年、06 年、10～13 年）の FDI RRI のデータを産業別に取り出すことができる。ただ、FDI RRI は

所与の変数として、計量的な実証分析などで用いられることはあったが、一方、この指数自体に着目し、その計測方法・基準や傾向を考えつつ、あらゆる視点で国際比較を試みることで、投資自由化の状況を包括的にレビューした先行研究は国内では見られない。

そこで、OECD における国際投資の議論に関与した経験のある筆者としては¹⁾、本稿において、まず、FDI RRI の計測方法・基準を説明した後、その傾向と特徴を多角的な観点から見出し、OECD 加盟国と非加盟国のそれぞれにおいて、特に FDI に対して規制的な傾向を示す諸国の動きに着目し、その背景や要因などを分析したい。そして、OECD の国際投資基準を念頭に置きながら、投資自由化に向けた FDI RRI が持つインプリケーションを考察し、随時、試行的に政策提言をも講じていく。

1. FDI RRI の計測方法・基準

FDI RRI は、①外国資本規制、②審査及び事前承認の要求、③重要人事に関するルール、④外国企業運営上のその他規制、の 4 項目から計測される。それぞれで 0～1 の値を取り、それらを加算・集計した結果が 1 に近ければ近いほど規制が強く、逆に 0 に近ければ近いほど規制が緩いこととなる。

①の外国資本規制では、現地企業の株式保有比率に基づいて算出される。具体的には、外国企業による株式保有が全く認められない場合の FDI RRI は 1 とされ、50%未満で認められる場合は 0.5、50～100%の範囲で認められる場合は 0.25 となる。なお、2010 年以降は、株式取得の時期を設立時と設立後に区別しており、後者のみに対する規制の場合は、いずれの数値も半減させるように調整する。

②の審査及び事前承認の要求では、新たな FDI（グリーンフィールド投資）や株式取得において、金額が 100 万ドル未満もしくは総資本の 50%相当額未満でも求められる場合は 0.2、金額が 100 万ドル以上もしくは総資本の 50%相当額以上で求められる場合は 0.1、自由裁量で決められる場合は 0.025 のように、それぞれ加算

1) 2008 年 7 月より 2012 年 3 月まで、OECD 日本政府代表部専門調査員として勤務。

され、FDI RRI が設定される。

③の重要人事に関するルールにおいては、現地に進出する外国企業での経営幹部（社長、部長、マネジャー等）の雇用に際し、外国人を認めていない場合は 0.1、外国人に対し「経済的ニーズ考査（economic needs test）」が実施されうる場合は 0.05、外国人に対し勤労時間の制限がある場合は 0.025、取締役会の国籍・居住基準に関し、過半数が自国籍でなければならない場合は 0.075、少なくとも 1 名は自国籍でなければならない場合は 0.02 のように、それぞれ加算され、FDI RRI が設定される。

そして、④の外国企業運営上のその他規制では、支店設置自体が認められない、もしくは認められても現地資本との協力が求められる場合は 0.05、相互主義条項が求められる場合は 0.1、利益や資本の本国送金に対する規制がある場合は、その程度に応じて 0.1～1 の値を取り、現地金融サービスへのアクセスに規制がある場合は 0.05、事業目的の土地取得に規制がある場合は 0.1、土地所有の代わりに賃貸が認められる場合は、その程度に応じて 0.01～0.05 の値を取るように、それぞれ加算され、FDI RRI が設定される。

また、対象産業は、農業、林業、漁業、鉱業・採石業（石油採掘・試掘を含む）、食品・その他製造業（繊維、木材、製紙、出版を含む）、石油精製・化学、金属・機械・その他鉱物、電気・電子製品、輸送用機械、電力（発送電）、建設業、卸売業、小売業、運輸業（陸運、海運、空運など）、ホテル・レストラン、メディア（ラジオ・テレビ放送など）、通信（固定電話、携帯電話など）、銀行業、保険業、その他金融業（証券・商品仲買業、資産管理業、証券保管サービス業など）、ビジネスサービス（法律サービス業、会計・監査業、建築業、技術サービス業など）、不動産業の 22 分野となっている。なお、これら産業別の数値を計測する際は、OECD の製品市場規制指標（PMRI：Product Market Regulation Indicators）²⁾で採用されているも

2) PMRI は、OECD が各国の製品市場における規制の強さを指数化して評価した指標で、①企業への国家関与・統制、②起業への法的・行政的障壁、③国際貿易・投資への障壁、の 3 要素を 0～6 点で評価し、加重平均している。その数値が高いほど製品市場の競争環境に対する規制が強いと考えられる。

のと同じ手法が用いられ、各国とも産業間で同じウェイトになるように計測される³⁾。

なお、計測対象国は、OECD 加盟国の拡大やアウトリーチの動きに伴い、年々増加しており、国際投資の重要性に鑑み、2010 年以降は毎年、計測・公表されている。FDI RRI が初めて公表された 1997 年以降、時系列で見ると、以下のとおりとなる。

- ①1997 年：OECD 加盟国 29 カ国、チリ、エストニア、イスラエル、スロバキア、スロベニア⁴⁾、アルゼンチン、ブラジル、中国、エジプト、インド、インドネシア、マレーシア、ロシア、南アフリカの計 43 カ国
- ②2003 年：①にラトビアが加わった計 44 カ国
- ③2006 年：②にリトアニアが加わった計 45 カ国
- ④2010～11 年：③にコロンビア、カザフスタン、モロッコ、ペルー、ルーマニア、サウジアラビア、チュニジア、ウクライナが加わった計 53 カ国
- ⑤2012 年：④にコスタリカ、ヨルダン、キルギス、モンゴルが加わった計 57 カ国
- ⑥2013 年：⑤にミャンマーが加わった計 58 カ国

2014 年現在では、OECD 加盟国とともに、欧州連合（EU）を除く G20 諸国⁵⁾が全て網羅されており、世界経済にとって重要性が増している主要新興国の動向も捉えられることとなっている。なお、OECD は、新興国の経済的重要性に鑑み、2007

3) 具体的な手法については文献 N を参照ありたい。

4) 1997 年当時の OECD 加盟国は、豪州、オーストリア、ベルギー、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、日本、韓国、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国、米国の 29 カ国であった。その後、2000 年にスロバキア、2010 年にチリ、エストニア、イスラエル、スロベニアが新たに加盟したことで、2014 年 4 月現在、OECD 加盟国は 34 カ国となっている。さらに、2013 年 5 月の OECD 閣僚理事会にて、コロンビアとラトビアが OECD 加盟のための交渉を開始することが合意された。

5) 定期的に財務大臣・中央銀行総裁会議を開催していた G8 諸国（カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、ロシア、英国、米国）参加国に加えて、欧州連合（EU）及び主要経済国 11 カ国（アルゼンチン、豪州、ブラジル、中国、インド、インドネシア、メキシコ、韓国、南アフリカ、サウジアラビア、トルコ）が加わり、1999 年より G20 財務大臣・中央銀行総裁会議が開催されていたが、世界的金融危機の深刻化を受けて、2008 年からは G20 首脳会合（正式名称：金融・世界経済に関する首脳会合）も開催されている。2009 年には、G20 を「国際経済協力の第一の協議体」とすることで合意された。

年の閣僚理事会において、ブラジル、中国、インド、インドネシア、南アフリカの5カ国との関係を強化し、これらに関与強化国（後にキー・パートナーと名称変更）と指定することにしたが⁶⁾、それ以降、OECD加盟国とともに、これら5カ国における経済・社会統計の整備もある程度進んだ結果、現時点では、FDI RRI も全て揃うこととなった。

表1. OECD加盟国のFDI RRIの推移

	1997年	2003年	2006年	2010年	2011年	2012年	2013年	数値変化
OECD加盟国平均	0.127	0.100	0.087	0.071	0.070	0.069	0.069	↓
豪州	0.266	0.246	0.237	0.128	0.128	0.128	0.128	↓
オーストリア	0.158	0.149	0.149	0.106	0.106	0.106	0.106	↓
ベルギー	0.148	0.046	0.042	0.040	0.040	0.040	0.040	↓
カナダ	0.267	0.263	0.263	0.175	0.175	0.173	0.173	↓
チリ	0.073	0.063	0.063	0.057	0.057	0.057	0.057	↓
チェコ	0.046	0.023	0.023	0.012	0.010	0.010	0.010	↓
デンマーク	0.038	0.038	0.038	0.033	0.033	0.033	0.033	↓
エストニア	0.076	0.039	0.035	0.031	0.018	0.018	0.018	↓
フィンランド	0.178	0.178	0.055	0.019	0.019	0.019	0.019	↓
フランス	0.055	0.055	0.045	0.045	0.045	0.045	0.045	↓
ドイツ	0.030	0.030	0.030	0.023	0.023	0.023	0.023	↓
ギリシャ	0.071	0.071	0.051	0.032	0.032	0.032	0.032	↓
ハンガリー	0.154	0.061	0.061	0.029	0.029	0.029	0.029	↓
アイスランド	0.167	0.167	0.167	0.167	0.167	0.167	0.167	→
アイルランド	0.050	0.050	0.050	0.043	0.043	0.043	0.043	↓
イスラエル	0.113	0.118	0.118	0.118	0.118	0.118	0.118	→
イタリア	0.058	0.058	0.054	0.052	0.052	0.052	0.052	↓
日本	0.079	0.064	0.057	0.052	0.052	0.052	0.052	↓
韓国	0.532	0.148	0.143	0.143	0.143	0.143	0.143	↓
ルクセンブルク	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	→
メキシコ	0.301	0.259	0.225	0.225	0.225	0.225	0.207	↓
オランダ	0.020	0.020	0.020	0.015	0.015	0.015	0.015	↓
ニュージーランド	0.240	0.240	0.240	0.240	0.240	0.240	0.240	→
ノルウェー	0.094	0.094	0.094	0.085	0.085	0.085	0.085	↓
ポーランド	0.165	0.083	0.076	0.072	0.072	0.072	0.072	↓
ポルトガル	0.043	0.043	0.007	0.007	0.007	0.007	0.007	↓
スロバキア	0.067	0.055	0.049	0.049	0.049	0.049	0.049	↓
スロベニア	0.100	0.021	0.015	0.007	0.007	0.007	0.007	↓
スペイン	0.036	0.036	0.036	0.021	0.021	0.021	0.021	↓
スウェーデン	0.079	0.079	0.079	0.059	0.059	0.059	0.059	↓
スイス	0.154	0.154	0.154	0.083	0.083	0.083	0.083	↓
トルコ	0.283	0.283	0.105	0.082	0.080	0.059	0.059	↓
英国	0.081	0.081	0.077	0.061	0.061	0.061	0.061	↓
米国	0.089	0.089	0.089	0.089	0.089	0.089	0.089	→

(注) 右端行の「数値変化」は、1997年と2013年の数値を比較した際の増減を示したものである。また、影を施した部分は平均値より数値が高いものを表している。

(出所) OECD, *StatExtracts*

- 6) OECDとキー・パートナー5カ国との関係については、これらに対する取組の実施を支援するため、OECD各委員会に対し、非加盟国戦略の見直しを求めること等を内容とする「関与強化の深化」に関する理事会ガイドラインを2010年に採択した。さらに、OECDが将来において、その役割を果たすためには、新興国との関係を一層強化する必要があるとの認識が加盟国間で共有され、2011年の閣僚理事会において採択された「ビジョン・ステートメント」において、これら5カ国との間で新たな態様のパートナーシップを設ける方針を決定した。

2. FDI RRIに見られる傾向と特徴

(1) OECD 加盟国の動向とその特徴

表1はOECD加盟国⁷⁾のFDI RRI(総合値)を各国ごとに時系列に並べたものである。これによれば、ごく一部を除いた多くの国々では、1997年以降現在に至るまで、総じて数値が下降しており、FDIの規制度合いを緩め、投資自由化を進めている傾向にあることが分かる。もっとも、OECD加盟国の場合、法的拘束力のあるOECD資本移動自由化規約(CLCM: Code of Liberalisation of Capital Movements)へのコミットが義務付けられており、罰則規定はないものの、新たな自由化例外措置を導入しないという「スタンドスティル原則」を順守しつつ、加盟国はCLCMと整合的な国際投資政策を実施し、投資自由化に貢献しなければならないため⁸⁾、これは当然の帰結とも言えよう。

OECD加盟国の動向(表1)をより詳細に見ていくと、各年の平均値よりも一貫して高いFDI RRIを示しているのが豪州、オーストリア、カナダ、アイスランド、韓国、メキシコ、ニュージーランド、スイスの8カ国であり、程度の差こそあれ、OECD加盟国の中では、FDIに対する規制が比較的強いと捉えられる。

7) 脚注4で述べたとおり、厳密に言えば、スロバキアは2000年以前、チリ、エストニア、イスラエル、スロベニアは2010年以前においては、それぞれOECD加盟国ではなかったが、ここでは、便宜上、過去の経緯は考慮せず、全て統計が揃っていることから、2014年4月現在のOECD加盟国を全て加盟国と見なすこととする。

8) 文献J, 9-10頁

表 2. 2013 年の OECD 加盟国（規制度の強い国）の産業別 FDI RRI

	豪州	オーストリア	カナダ	アイスランド	韓国	メキシコ	NZ	スイス	加盟国平均
農業	0.075	0.000	0.010	0.120	0.500	0.500	0.200	0.000	0.067
林業	0.075	0.000	0.010	0.120	0.000	0.500	0.200	0.000	0.039
漁業	0.075	0.500	0.610	0.612	0.500	0.475	0.700	0.000	0.258
鉱業・採石業	0.088	0.100	0.160	0.112	0.000	0.100	0.200	0.000	0.037
食品・その他製造業	0.075	0.000	0.110	0.112	0.000	0.100	0.200	0.000	0.020
石油精製・化学	0.075	0.000	0.110	0.112	0.000	0.100	0.200	0.000	0.020
金属・機械・その他鉱物	0.075	0.000	0.110	0.112	0.000	0.100	0.200	0.000	0.020
電気・電子製品	0.075	0.000	0.110	0.112	0.000	0.100	0.200	0.000	0.020
輸送用機械	0.075	0.000	0.110	0.112	0.000	0.113	0.200	0.000	0.020
電力	0.075	1.000	0.110	0.562	0.417	0.100	0.200	0.500	0.120
建設業	0.075	0.000	0.110	0.112	0.000	0.100	0.200	0.000	0.020
卸売業	0.075	0.000	0.110	0.112	0.000	0.100	0.200	0.000	0.020
小売業	0.075	0.000	0.110	0.112	0.000	0.250	0.200	0.000	0.024
運輸業	0.267	0.182	0.277	0.204	0.508	0.528	0.283	0.250	0.218
ホテル・レストラン	0.075	0.015	0.110	0.112	0.000	0.100	0.200	0.000	0.021
メディア	0.200	0.000	0.710	0.112	0.563	0.525	0.200	0.467	0.163
通信	0.400	0.000	0.575	0.112	0.500	0.100	0.400	0.000	0.094
銀行業	0.200	0.000	0.110	0.132	0.000	0.200	0.250	0.100	0.040
保険業	0.125	0.000	0.010	0.112	0.000	0.100	0.250	0.000	0.023
その他金融業	0.075	0.005	0.110	0.112	0.150	0.100	0.200	0.100	0.042
ビジネスサービス	0.078	0.322	0.110	0.112	0.000	0.100	0.200	0.000	0.067
不動産業	0.400	0.200	0.010	0.235	0.000	0.167	0.200	0.400	0.164
総合	0.128	0.106	0.173	0.167	0.143	0.207	0.240	0.083	0.069

(注) 影を施した部分は総合値より数値が高いものを表している。

(出所) OECD, *StatExtracts*

ここで、表 2 で示したように、これら 8 カ国の 2013 年時点の産業別 FDI RRI に着目する。これによれば、右端の OECD 加盟国平均の中でも、総合値に対し、漁業、電力、運輸業、メディア、通信、不動産業の数値が高いのが目立ち、その中でも、各国の動向を見ると、程度の差こそあれ、特に漁業と運輸業において、FDI に対する規制が強い傾向にある。一方、製造業では食品・その他製造業、石油精製・化学、金属・機械・その他鉱物、電気・電子製品、輸送用機械、建設業、サービス業では卸売業、小売業、ホテル・レストランにおいては、どの国も総合値よりは数値が低いため、規制度合いが比較的緩く、投資自由化が進んでいると言えよう。

よって、これらの国々にとっては、特に FDI に対する規制が強い分野を中心として、投資自由化の余地が大きいと考えられる。しかも、豪州、カナダ、メキシコ、ニュージーランドの 4 カ国は TPP 協定の交渉参加国でもあり、その数多くある分野の中で、「投資」の項目も設けられており、投資に関する紛争解決手続とともに、内外投資家の無差別原則（内国民待遇、最恵国待遇）、すなわち投資自由化を目指す

こととなっていることため、今後、FDIに対する自由化圧力も高まると予想される。

ただし、各国を取り巻く地理的状況や政治的・歴史的背景は様々であるため、例えば、これら8カ国のうち、島国の豪州、アイスランド、ニュージーランドと、8カ国と隣接する内陸国のオーストリアと比較すると、特にFDIに対する規制度合いの強いとされる漁業と運輸業においては、投資自由化の経緯とその影響が異なってくるとも考えられるべき点には注意が必要である。

また、この数値のみの判断で投資自由化を過大評価するべきではない。これら8カ国において、漁業、電力、運輸業、メディア、通信、不動産業の分野で、いずれもFDI RRIの数値が大きいのが目立つが、このような産業は、一般的には、国民の生活にとって不可欠かつ基幹的な産業と捉えられることが多い。実は、OECD加盟国が遵守すべきCLCM第3条によれば、①公の秩序の維持または公衆の安全の保護、②安全保障上不可欠な利益の保護、③国際的な平和・安全保障に関連した諸義務の履行、の3点のいずれかの目的のために締結国が必要な措置を講ずることを妨げないようにしており、つまり、公の秩序の維持や国家安全保障を目的としたFDI規制は、国際的にも一定範囲で許容されている⁹⁾。実際、CLCM等で自由化の留保対象とされているものは、明確な基準はないにせよ、総じて、国民の生活にとって不可欠かつ基幹的なエネルギーや社会資本整備（インフラストラクチャー）に関わる産業で¹⁰⁾、公の秩序の維持や国家安全保障上不可欠な利益の保護がより強く求められると考えるのは妥当である。

もっとも、公の秩序（public order）については、その定義はOECD加盟国間では多様に解釈されており、一元的な概念で説明することは困難である。ただ、多くの有識者によれば、公の秩序は「国家及び社会の一般的利益」を意味するという理解が最も妥当であると言われている¹¹⁾。一方、国家安全保障（national security）に関しては、CLCMで述べられている「国家安全保障上不可欠な利益」とは何かを考察することで、概ね一元的な理解が得られ、その利益は、安全保障上重要な技術

9) 文献J, 16頁。

10) 詳しくは文献RのAnnex Bに掲載されている各国の自由化留保リストを参照ありたい。

11) 文献J, 16-17頁。

の流出防止、国内の防衛生産・技術基盤の維持、国内の安全を損なう国内活動の防止、の3つによって構成されていると言える¹²⁾。

したがって、たとえ FDI RRI の数値が高いとしても、OECD 加盟国においては、CLCM 第3条に基づいた規制であるとも十分に考えられ、これらは基本的には、TPP 協定も含めて、FTA, EPA, BIT 等の交渉でも、投資自由化の例外として合意されることが多い。一方、OECD 投資委員会の議論では、公の秩序や国家安全保障上の規制を設けるとしても、それらを理由とした保護主義に走ることがないよう、その規制は OECD 原則（比例性、透明性・予測可能性、説明責任、無差別）と整合的なものに限定されるべきとの観点に立っていることも忘れてはならない¹³⁾。

以上より、OECD 加盟国においては、概ね投資自由化は進展しているものの、仮に FDI に対し、何らかの規制的措置が講じられた場合、それが CLCM 第3条に基づく規制か否かを判断するべく、OECD 原則との整合性や当該産業の持つ性質を勘案した上で、加盟国間で意見交換を重ねていき、いかにコンセンサスを得ていくかが課題となるだろう¹⁴⁾。

（2）OECD 非加盟国の動向とその特徴

次に OECD 非加盟国の動向を見ていく¹⁵⁾。表3は OECD 非加盟国の FDI RRI（総合値）を各国ごとに時系列に並べたものである。これによれば、1997 年以降現

12) 文献 I, 10 頁。

13) このような背景から、2006 年以降、OECD では「投資の自由 (FOI)、国家安全保障、戦略的産業に関するラウンドテーブル」が開催され、関係国間の投資措置の現状について意見交換を行っている。また、2009 年 6 月に「国家安全保障を理由とする投資規制に関するガイドライン」が作成され、OECD 原則として、比例性、透明性・予見可能性、説明責任、無差別の4点が確認され、理事会勧告して採択された。ただ、これはあくまでも自主的に遵守するガイドラインに過ぎず、厳格な審査基準を示したものではない。

14) 文献 J では、我が国、米国、英国、フランス、ドイツの5カ国の外資規制の審査基準を紹介しているが、程度の差こそあれ、概ねどの国でも、公の秩序や国家安全保障という観点でその基準が設けられている。ただ、この運用状況を見ると、これらのうち3カ国（我が国、英国、ドイツ）では「ケース・バイ・ケースで判断」とされているため、必ずしも審査基準が常に明確に適用される訳ではないこととなっている。

15) FDI を含めて、新興国・途上国における資本自由化に関する詳しい政策的議論については、文献 C や文献 G を参照のこと。

在に至るまで、平均値は総じて下降しており、一定程度で投資自由化を進めている傾向にあることが分かるが、OECD 加盟国に比べると数値は高くなっている。この中で、一貫して OECD 非加盟国平均より高い FDI RRI の数値を示しているのは中国、インド、インドネシア、ヨルダン、カザフスタン、マレーシア、ミャンマー、ロシア、サウジアラビア、チュニジアの 10 カ国、そのうち、1997 年より計測対象となっているのは中国、インド、インドネシア、マレーシア、ロシアの 5 カ国である。

表 3．OECD 非加盟国の FDI RRI の推移

	1997年	2003年	2006年	2010年	2011年	2012年	2013年	数値変化
OECD加盟国平均	0.127	0.100	0.087	0.071	0.070	0.069	0.069	↓
OECD非加盟国平均	0.300	0.239	0.190	0.145	0.145	0.144	0.150	↓
アルゼンチン	0.013	0.025	0.025	0.025	0.025	0.038	0.038	↑
ブラジル	0.121	0.095	0.095	0.107	0.101	0.101	0.101	↓
中国	0.626	0.561	0.449	0.421	0.421	0.418	0.418	↓
コロンビア	—	—	—	0.026	0.026	0.026	0.026	→
コスタリカ	—	—	—	—	—	0.049	0.049	→
エジプト	0.144	0.132	0.062	0.062	0.062	0.062	0.062	↓
インド	0.484	0.422	0.300	0.301	0.300	0.280	0.264	↓
インドネシア	0.490	0.328	0.328	0.311	0.311	0.318	0.324	↓
ヨルダン	—	—	—	—	—	0.299	0.299	→
カザフスタン	—	—	—	0.149	0.149	0.149	0.151	↑
キルギス	—	—	—	—	—	0.082	0.082	→
ラトビア	—	0.067	0.055	0.048	0.048	0.048	0.048	↓
リトアニア	—	—	0.041	0.041	0.041	0.041	0.041	→
マレーシア	0.510	0.426	0.416	0.243	0.243	0.212	0.212	↓
モンゴル	—	—	—	—	—	0.151	0.096	↓
モロッコ	—	—	—	0.067	0.067	0.067	0.067	→
ミャンマー	—	—	—	—	—	—	0.356	→
ペルー	—	—	—	0.092	0.092	0.092	0.092	→
ルーマニア	—	—	—	0.008	0.008	0.008	0.008	→
ロシア	0.338	0.338	0.294	0.180	0.180	0.180	0.181	↓
サウジアラビア	—	—	—	0.349	0.349	0.349	0.342	↓
南アフリカ	0.103	0.103	0.102	0.055	0.055	0.055	0.055	↓
チュニジア	—	—	—	0.207	0.207	0.207	0.207	→
ウクライナ	—	—	—	0.118	0.118	0.118	0.116	↓

(注) 右端行の「数値変化」は、1997 年と 2013 年の数値を比較した際の増減を示したものである。また、影を施した部分は平均値 (OECD 非加盟国) より数値が高いものを表している。

(出所) OECD, *StatExtracts*

これら 10 カ国の動向を詳細に見てみよう。表 4 は、2013 年時点の産業別 FDI RRI であり、これによれば、どの国でも総合値よりも低いのは、製造業では金属・機械・その他鉱物、電気・電子製品、サービス業ではホテル・レストランとなっており、規制度合いが比較的緩く、既に見た OECD 加盟国と同じ傾向であるが、それと比

べると、該当業種は少ない。一方、右端の OECD 非加盟国平均の中でも、総合値に対し、農業、鉱業・鉱石業、建設業、小売業、運輸業、メディア、銀行業、保険業、ビジネスサービス、不動産業の数値が高くなっており、この中でも、多くの国々で特に規制的な傾向が現れており、数値が 0.2 を超えているのは漁業、運輸業、メディア、不動産業の 4 分野である。これらは、一見すると、OECD 加盟国と同様の傾向であり、公の秩序の維持や国家安全保障上不可欠な利益を保護するために規制されている分野ではないかとも考えられるが、他方で、例えば、不動産業においては、各国が過去に経験した社会主義経済体制や王政・宗教的要因等の影響として、歴史的な土地取引制度の名残や、未成熟な法制度が規制を強めているとも考えられるため、必ずしも、OECD 加盟国と状況が一致している訳ではない。

また、OECD 加盟国ではそれほど規制的ではない他の諸分野においては、必ずしも、公の秩序や国家安全保障といった観点からのみで規制的措施を講じるべきものとは限らない。むしろ、途上国が太宗を占める OECD 非加盟国であることを念頭に置き、さらに別の視点から考察しなければならない。

ここで、上記で挙げた規制的傾向の強い産業の中で、第一に、銀行業や保険業等の金融業について考察する。金融業はまず、その特殊性ゆえ、国民経済の重要なインフラであるため、国家安全保障の観点から外資系企業の参入から保護するべきとの考え方が理解できる¹⁶⁾。しかし、それだけではなく、外資系企業に対する規制を加えることによって、地場金融機関の既得権益を保護する、あるいは、いわゆる幼稚産業保護論¹⁷⁾の考え方にに基づき、外国市場に通用する地場金融機関を育成するために保護するというとも考えられる¹⁸⁾。

16) 文献 M, 60-61 頁。

17) 幼稚産業保護論とは、特定の産業や部門については、強い経営体力及び国際競争力を付けられるまで、通常は高関税や輸入制限等の規制措置により、競争から保護する必要があるとの考え方である。

18) 文献 M, 60 頁。

表 4. 2013 年の OECD 非加盟国（規制度の強い国）の産業別 FDI RRI

	中国	インド	インドネシア	ヨルダン	カザフスタン	マレーシア	ミャンマー	ロシア	サウジアラビア	チュニジア	非加盟国平均
農業	0.310	0.860	0.263	0.175	0.300	0.150	0.250	0.150	0.170	0.450	0.171
林業	0.185	0.000	0.150	0.175	0.300	0.830	0.375	0.000	0.170	0.050	0.134
漁業	1.000	0.700	0.610	0.095	0.050	0.000	0.710	0.150	1.000	0.300	0.258
鉱業・採石業	0.328	0.060	0.323	0.195	0.250	0.000	0.435	0.327	1.000	0.050	0.168
食品・その他製造業	0.198	0.100	0.060	0.095	0.050	0.000	0.470	0.050	0.170	0.020	0.065
石油精製・化学	0.170	0.092	0.110	0.095	0.050	0.000	0.460	0.067	0.170	0.050	0.067
金属・機械・その他鉱物	0.203	0.020	0.060	0.095	0.050	0.000	0.260	0.050	0.170	0.050	0.054
電気・電子製品	0.200	0.020	0.060	0.095	0.050	0.000	0.210	0.050	0.170	0.050	0.052
輸送用機械	0.410	0.000	0.060	0.095	0.050	0.000	0.235	0.258	0.170	0.050	0.069
電力	0.530	0.064	0.110	0.095	0.050	0.500	0.130	0.030	0.170	0.050	0.093
建設業	0.345	0.150	0.210	0.595	0.050	0.250	0.460	0.050	0.170	0.425	0.150
卸売業	0.225	0.000	0.310	0.620	0.050	0.270	0.460	0.050	0.170	0.625	0.132
小売業	0.288	0.475	0.560	0.625	0.050	0.603	0.698	0.050	0.295	0.625	0.192
運輸業	0.642	0.179	0.423	0.745	0.325	0.100	0.377	0.350	0.420	0.267	0.290
ホテル・レストラン	0.170	0.000	0.123	0.275	0.050	0.050	0.273	0.100	0.170	0.060	0.093
メディア	1.000	0.395	1.000	0.462	0.550	0.650	0.136	0.350	0.585	0.085	0.313
通信	0.750	0.175	0.410	0.095	0.400	0.250	0.230	0.100	0.295	0.200	0.135
銀行業	0.500	0.413	0.210	0.095	0.150	0.238	1.000	0.500	0.295	0.120	0.168
保険業	0.625	0.500	0.160	0.395	0.100	0.300	0.000	0.695	0.295	0.150	0.163
その他金融業	0.415	0.046	0.348	0.195	0.300	0.125	0.000	0.100	0.170	0.450	0.120
ビジネスサービス	0.388	0.563	0.579	0.408	0.050	0.088	0.210	0.175	0.295	0.220	0.169
不動産業	0.325	1.000	1.000	0.850	0.050	0.250	0.460	0.333	1.000	0.200	0.278
総合	0.418	0.264	0.324	0.299	0.151	0.212	0.356	0.181	0.342	0.207	0.150

(注) 影を施した部分は総合値より数値が高いものを表している。

(出所) OECD, *StatExtracts*

もっとも、特にアジア諸国においては、1990 年代以降、高成長を経験したことで、先進国や国際機関による金融自由化への圧力が高まったが、97～98 年以降のアジア金融・経済危機がさらに各国の金融セクター改革を促す要因となり、危機の影響を強く受けたアジア諸国においては、多くの金融機関が経営危機・破綻に陥り、公的資金の注入や外資系金融機関による救済・買収を通じた金融セクターの再編が大きく進んだという経緯がある¹⁹⁾。しかしながら、OECD 加盟国平均に比べれば、数値自体はやはり高水準であるため、これらの国々では、依然として FDI に対する規制が強いと言わざるを得ない。

このことに関し、外資系金融機関が参入し、外国市場との関係が強まると、①外国への資金流失（資本逃避）が悪化する可能性がある、②外国銀行は富裕層や大企業・外資系企業など良質な顧客層しか相手にせず、現地の一般大衆を相手とするリテール市場ではサービスを提供しない、③外資系金融機関が豊富な資本と高度な金融技術によって市場を支配してしまう、④外資系金融機関は現地との長期的関係を

19) 文献 B, 22-23 頁。

持とうとせず、何らかの経済的問題が発生した場合には引き上げてしまう、⑤進んだ技術と幅広いサービスを提供する外資系銀行が進出すると、受入国の監督・規制の能力が追いつかず、結果として金融システムの安全性が脅かされる、の5点が問題点として浮上してくるとの指摘があるが²⁰⁾、先進国に比べれば、経済の外的ショックに総じて脆弱な途上国にとっては、これらの点は特に注意しなければならない。よって、特に金融市場規模が小さい途上国においては、金融業での FDI 規制が必然的に強くなる傾向にあることは否定できない。もっとも、2008～09 年の世界的金融危機においては、外資系金融機関の参入がより自由な欧米諸国とは裏腹に、アジアを中心とした新興国の金融システムは比較的軽微な影響を被ったに過ぎず、不良債権率、自己資本比率、銀行の資産利益率等の金融安定度を測る指標はむしろ概ね健全であったことから²¹⁾、過度に競争に晒すことなく、一定程度の規制を維持しながら、徐々に金融自由化を進めていくことが可能であることも念頭に置く必要がある²²⁾。

次に、小売業を例として考える。実際、小売業は、先進国でも途上国でも、伝統的に規制の強い産業と言われているが、例えば、FDI RRI で最も高い数値 (0.698) を示しているミャンマーでは、小売業は「特定の条件下のみで外資系企業が参入できる分野」として指定されている²³⁾。このことから、途上国の多い OECD 非加盟国の場合は、現地の中小・零細企業の既得権益確保という政治的観点等から、小売業に関する FDI 規制が導入されている国が多いため、FDI 規制の度合いが高くなるのは当然の帰結かもしれない。ただ、特にアジアを中心とした新興国では、近年、個人消費の増大とともに、中間層（世帯年間可処分所得：\$5,000～\$35,000）の拡大

20) 文献 M, 60 頁。

21) 文献 D, 10・11 頁。

22) 文献 A では、資本取引自由化には適切な順序付け (sequencing) が重要であることがほぼ国際的コンセンサスとなっているとの見解が示されている。

23) 文献 E によれば、ミャンマーの小売業への外資系企業の参入の条件は、①小規模小売りの形態には参入できない、②スーパーマーケット、百貨店、ショッピングセンターの形態は認められる、③ただし、ミャンマー企業による既存店舗から近接した場所では開店できない、④国産の商品を優先的に購入し販売する、⑤合弁会社の場合はミャンマー企業側が最低 40% を出資する、の 5 点となっている。

は著しいという現状により²⁴⁾、今後の小売業の活性化が十分に予想されるため、新興国での進出拡大を目指す外資系企業にとっては、小売業での FDI 規制は大きな障壁になる恐れがある。そのため、表 4 のとおり、インド、インドネシア、ヨルダン、マレーシア、ミャンマー、チュニジアなど、特に小売業での FDI 規制が強いとされている諸国においては、今後は、その規制緩和への圧力が一層強まると言えよう。

そのほか、OECD 非加盟国、特にアジアや中東の新興国においては、国有企業の存在に注目すべきであり、それが FDI に与える影響を忘れてはならない。かつては、先進国・途上国を問わず、既に述べた公の秩序や国家安全保障という観点もあるため、エネルギーやインフラに関わる基幹産業のように、巨額の投資を要する分野では国有企業が多数存在していたが、その後、1980 年代以降、先進国では国有企業の民営化が進展した。一方、途上国では、その経済発展にも関わらず、国有企業が存在し続け、世界において大きなプレゼンスを持つに至っている。このような新興国の国有企業は、①国有銀行による低利融資、②国内市場での独占・寡占による利益の蓄積、の 2 つの側面によって民間企業より極めて有利な立場にあり、外国の民間企業が不当に不利な競争環境に置かれる可能性がある²⁵⁾。それ故、例えば、外資系企業が完全に排除されるか、そうでなくとも、外資系企業と国有企業との合併企業を設置の上、規定の出資比率以上の投資は不可能とされる等の措置が講じられることがあり、OECD 非加盟国の場合は、時には必要以上に、FDI に対しては規制的な傾向になることは理解できる。ただ、今後は、そのような国有企業にとっては、程度の差こそあれ、規制緩和や自由化に向けた改革が必至となるのは十分に予測しうる。

筆者が OECD から聴くところによれば²⁶⁾、OECD はこのような新興国の動向を分析しつつ、いかに国有企業と民間企業の双方にとって公正な競争環境を確保する

24) 文献 F によれば、アジアの中間層は、2000 年の 2 億 2000 万人から、2010 年には、9 億 4000 万人にまで増大し、日本の人口の 7.2 倍に上回るだけでなく、米国・EU を合わせた人口規模さえ上回るまでになり、さらに、2020 年には 20 億人に拡大すると予想されている。

25) 文献 H、3 頁。

26) 2014 年 2 月、パリの OECD 本部にて、金融企業局 (DAF) 投資課の島悠里職員よりヒヤリングを実施。

かという問題を「競争的中立性 (competitive neutrality)」という言葉で表現し、それを実現させるための行動指針を 2012 年に策定・公表したが²⁷⁾、次の課題は、国有企業と外資系企業との「競争的中立性」を確保するための行動指針を策定することであり、現在、そのための分析作業に取り掛かっているとの情報を得た。さらに、TPP 協定交渉でも「競争政策」の項目が設けられており、そこでは、米国を中心とした先進国が、外資系企業が不利な待遇を受けることがないように、新興国に対して国有企業改革を強く求めているという現状に鑑みれば、今後、国際社会が、保護され続けている国有企業に対する見方を厳しくする可能性は高い。

以上より、OECD 非加盟国においては、投資自由化が比較的進んでいる製造業以外の多くの産業では、経済発展段階を考慮すれば、幼稚産業保護や外的ショック回避のための政策がより強く求められるため、FDI RRI の数値がかなり高く、FDI に対して規制的にならざるを得ない。しかしながら、既に述べたように、今後は、小売業での規制緩和や国有企業改革など、これらの国々は挑戦すべき課題に直面し、それに伴い、FDI に対する規制を撤廃ないしは除去せざるを得なくなるだろう。

(3) 「国際投資・多国籍企業宣言」との関係性

ここでさらに、既に述べた OECD 非加盟国の FDI RRI の動向 (表 3) に関し、「国際投資と多国籍企業に関する OECD 宣言 (OECD Declaration and Decisions on International Investment and Multinational Enterprises)」(以下、「国際投資・多国籍企業宣言」) との関係性の観点から考察を図りたい。

OECD には、各国の投資自由化を後押しする国際的ツールとして、CLCM とは別に、この「国際投資・多国籍企業宣言」も重要視されている。これは、FDI への政府の待遇と宣言を採択した諸国における企業活動に関して、包括的でバランスの取れたアプローチを推進するために 1976 年に採択され、その当初より、OECD 非加盟国もこれに参加できるようになっている²⁸⁾。「国際投資・多国籍企業宣言」には、

27) 具体的には文献 Q で取り纏められている。

28) 2014 年 4 月現在、より正確には、「国際投資・多国籍企業宣言」のみならず、CLCM にも

これを採択した国々は、FDI に対して開放的な政策を採用するように奨励すると同時に、多国籍企業が事業を展開する国に調和した活動を行うようにするものとされており、これらを実現するための4つの文書が含まれているが²⁹⁾、その重要な一角を成すのが内国民待遇インストルメント（NTI：National Treatment Instrument）である。

NTI では、同宣言参加国の領域内で活動する外資系企業に対し、国内企業に対する待遇より不利でない待遇を同様の状況において付与するとの約束を設定し、OECD 理事会の手続的決定（参加国が内国民待遇の例外を通報する義務とそのフォローアップ手続を規定）は、第1条で通報義務を規定しており、内国民待遇の例外及びそれに関わる措置について通報する義務を定めている。通報された各国の投資措置は、「外資系企業のための内国民待遇に対する参加国の例外（Adhering Country Exceptions to National Treatment for Foreign-Controlled Enterprises）」にリストアップされている。なお、CLCM は外資系企業に対して、企業の設立（FDI の実施）前後の両方で無差別待遇を保障するが、NTI は、設立後のみの外資系企業に対する待遇を定めている。また、CLCM は加盟国に対して法的拘束力を有する一方、NTI は法的拘束力を有さない自発的な約束（voluntary undertaking）である

OECD 非加盟国が参加できることとなっている。ただし、文献 P によれば、OECD が設立された 1961 年以降の約 50 年間、CLCM は OECD 加盟国のみが遵守できる規約であり続け、非加盟国も参加できるようになったのは 2012 年 6 月のことである。また、途上国が太宗を占める OECD 加盟国にとっては、後に本文で述べるように、CLCM の求める投資自由化の基準は同宣言のそれに比べると、かなりハードルが高いと考えられるため、実際、現時点で筆者の知る限り、OECD 加盟交渉プロセスに入っている国々（コロンビア、ラトビア）を除けば、CLCM への参加を表明する、あるいはそれに関心を示している非加盟国はない。むしろ、非加盟国が OECD の基準に近付けようとするのであれば、CLCM よりも参加が比較的容易で、非加盟国の前例もある同宣言への参加が当面の優先課題とされるのが現実的と言わざるを得ない。

- 29) 「国際投資・多国籍企業宣言」及びそれに付随する OECD 理事会の決定は、1976 年に合意されて以降、数度のレビュー（1979 年、1982 年、1984 年、1991 年）を経ており、現在のところ、最新のレビューは行動指針の改訂時に行われた 2011 年 5 月である。同宣言は、NTI 以外には、①多国籍企業行動指針、②相反する要求、③国際投資促進策及び抑制策、の 3 つの要素を含んでいる。①では、多国籍企業向けに責任ある企業行動（RBC：Responsible Business Conduct）に関する自発的原則・基準を提示するとともに、各国連絡窓口（National Contact Point：NCP）を設置することとしている。②では、異なる国の政府が多国籍企業に課す要件が衝突することを避けるよう、またはそれを最小限にするよう要求している。③では、FDI に影響を与える措置について、参加国間の協力を向上する努力を規定している。

が、1988年にNTIの全参加国が全会一致で、新たな例外を導入しないことを誓約しているため、事実上、「スタンドスティル原則」は守られている³⁰⁾。

このように見ると、CLCMほど厳格ではないが、「国際投資・多国籍企業宣言」に参加しているOECD非加盟国は、内国民待遇を原則としつつ、開かれたFDI政策を採用し、一定程度は自由化を進めざるを得ないことになる。2014年4月時点で「国際投資・多国籍企業宣言」に参加しているOECD非加盟国は、アルゼンチン、ブラジル、コロンビア、コスタリカ、エジプト、ヨルダン、ラトビア、リトアニア、モロッコ、ルーマニア、ペルー、チュニジアの12カ国であるが、ここで改めて、前述の表3に着目すると、ヨルダンとチュニジアを除いた10カ国の2013年のFDI RRIがOECD非加盟国平均よりも低くなっていることが分かる。もちろん、決して直接的な因果関係があるとは言えないが、これらの国々では、同宣言に参加するにあたって、内国民待遇や投資自由化に向け、相応に努力がなされる³¹⁾。一方、既に挙げたように、一貫してOECD非加盟国平均より高いFDI RRIの数値を示している中国、インド、インドネシア、ヨルダン、カザフスタン、マレーシア、ミャンマー、ロシア、サウジアラビア、チュニジアのうち、ヨルダンとチュニジアを除く8カ国はいずれも同宣言に参加していない。

もちろん、「国際投資・多国籍企業宣言」を必要以上に過大評価するべきではないが、外国投資家から、仮にFDIに対する規制的措施への批判の声があるとすれば、同宣言への参加により、外国投資家に対する透明性ととも、国内外企業における公正な競争条件、いわゆるレベル・プレーイング・フィールドが醸成され、そのような批判を払拭することも可能となる。また、既に挙げたFDIに対して規制的な傾向を示しているOECD非加盟国の場合、FDIの担い手の多くは、先進国を中心と

30) 文献J, 10頁。

31) 「国際投資・多国籍企業宣言」に参加表明したOECD非加盟国は、投資政策レビュー(Investment Policy Review)を実施することを受諾した上で、実際にそのレビューが行われた後、OECD投資委員会会合(加盟国、オブザーバー国及び同宣言参加国)にて議論が行われる。その際、特にFDIに対し、差別的ないしは規制적であると考えられる措置に関し、当該国は、その経緯や現状等をかなり詳しく説明することが求められる。そして、最高意思決定機関であるOECD理事会で正式に同宣言への参加が承認されるとともに、上記会合での議論が反映された形で、投資政策レビューも公開される。

した OECD 加盟国であると考えられるため、同宣言に参加すれば、国際的に認知された投資基準に則った政策が実施されており、健全に企業を運営できるという安心感を投資家に与えるため、FDI の流入が促進される契機にもなる可能性がある³²⁾。

以上より、実際は難しい側面もあるかもしれないが³³⁾、「国際投資・多国籍企業宣言」に参加していない OECD 非加盟国が投資自由化を進めるのであれば、同宣言への参加を一つのベンチマークとして、FDI に対する規制を除去あるいは撤廃していくような方策を志向しても良いのではないかと。とりわけ、我が国にとっては、経済的重要性の高いアジア諸国、すなわち、中国、インド、インドネシア、マレーシア、ミャンマーの FDI RRI の数値がいずれも高いと同時に、同宣言に参加していないという現状に鑑みれば、これらの国々に対し、より良い投資環境の構築を目指す一方、日系企業のより円滑な運営を支援するべく、OECD を通じて、同宣言への参加を働きかけていくことは肝要である。

おわりに

本稿では、さまざまな観点から FDI RRI の傾向と特徴を考察してきたが、これを踏まえて、最後に、FDI RRI に関し、筆者なりの気付きの点をいくつか述べておく。

まず、FDI RRI は然るべき計測方法で算出された上で、各国の FDI に対する規制度合いを客観的に測れ、しかも、それが国別・産業別に比較可能で、経済的重要性を高めている新興国まで網羅されている点は評価に値する。そして、特に FDI に対して規制的な傾向にある国々の FDI RRI の動向を見ると、本稿で述べたよ

32) 文献 L, 156 頁。

33) 文献 K では、「国際投資・多国籍企業宣言」への参加に対し、インドネシアが、同宣言自体は良い枠組みであり、本国関係者も興味を持っていると思われるものの、やはり、国内には投資分野で改革すべき優先課題が山積しているとともに、過去に世界貿易機関 (WTO)、国際決済銀行 (BIS) 等の他の国際機関が提供する各種ツールに参加した際にも、それに伴う国内改革で相当苦勞した経緯があるので、同宣言の参加には慎重にならざるを得ないとの見解を示したことが述べられている。

うに、世界各国の制度・政策の実情を概ね反映しており、それ故、「国際投資・多国籍企業宣言」との関係性も含めて、投資自由化に向け、いくつかの政策的なインプリケーションを示すことができたので、FDI RRI は相応に信頼性の高い指標と見なすことができる。また、FDI の規制度合いを客観的な数値で明確に見比べることが可能であるため、FDI 規制の多い諸国の政策当局にとっては投資自由化を進展させる、そして、外国への進出を検討する企業にとっては進出先を選択する際に、それぞれ重要なベンチマークになりうると考えられる。

一方、FDI RRI は、OECD 非加盟国の計測対象がこれまで次第に広がってきているが、グローバル展開を行う産業界のニーズに応えるべく、将来的に FDI を行う対象として注目しうる新興国をさらに広く網羅するべきと考えられる。特に、我が国の立場からすれば、経済的重要性の高い東南アジア諸国がもう少し追加されることが望まれる。現時点では、インドネシア、マレーシア、ミャンマーの3カ国のみが FDI RRI の対象国であるが、2015 年の東南アジア諸国連合（ASEAN）経済共同体の創設により、貿易・投資を通じた経済的結合が強まり、我が国にとって ASEAN がさらに重要なビジネス拠点になっていくと考えられるため、その投資自由化の進展度合いを明確かつ詳細に把握できるようにするべく、ASEAN に加盟する 10 カ国が FDI RRI の計測対象にいずれも含まれても良いと思われる。その点に関し、2014 年 5 月の OECD 閣僚理事会にて、「OECD 東南アジア地域プログラム（OECD Southeast Asia Regional Programme）」の設置が決まったことは特筆すべきである。同プログラムにおいては、投資政策の分野でも、OECD による東南アジア諸国への関与が今後強まることが予想されるため³⁴⁾、より良い投資環境を構築するべく、既に述べた「国際投資・多国籍企業宣言」への参加促進とともに、ASEAN 諸国の統計整備を進めていく中、FDI RRI の計測対象がさらに拡大することを期待したい。

34) 「OECD 東南アジア地域プログラム」では、租税政策、投資政策、教育とスキル、中小企業政策、規制改革政策、連結性と官民協調の6分野で、OECD と東南アジア諸国との関係を強化していくことが志向されている。

参考文献・資料

- A：荒巻健二(2004)「資本取引自由化の sequencing—日本の経験と中国への示唆—」
- B：今泉慎也(2007)「アジアの金融法制—金融自由化の新たな局面へ—」『アジア金融セクターの規制緩和に関する法制度研究』ジェトロアジア経済研究所，pp.21-48
- C：大田英明(2007)「資本・金融自由化と安定的経済発展—新しい成長パラダイム—」『法文学部論集』No.22，愛媛大学法文学部総合政策学科，pp.23-91
- D：川村雄介(2010)「国際金融危機とアジアの資本市場」日本証券経済研究所編『アジア証券市場とグローバル金融危機』金融財政事情研究会，pp.2-34
- E：熊谷章太郎(2013)「ミャンマーの外資規制をどう見るか—労働集約的な産業の競合国（カンボジア，ラオス，バングラデシュ）との比較—」『RIM 環太平洋ビジネス情報』第13巻第51号，日本総研，pp.50-61
- F：経済産業省(2010)『通商白書 2010—国を開き，アジアとともに成長する日本—』日経印刷
- G：佐藤仁志(2010)「対外資本取引の自由化に関する諸論点」国宗浩三編『国際資金移動と東アジア新興国の経済構造変化』ジェトロアジア研究所
- H：野村総合研究所(2014)「東アジア地域の国有企業に関する調査・分析」『平成25年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業』経済産業省，pp.1-126
- I：長谷川直之(2008)「外資規制と安全保障貿易管理」(日本安全保障貿易学会・第7回研究大会レジュメ)
- J：藤田輔(2010)「OECD 投資委員会の活動：FOI プロジェクトに焦点を当てて」『外務省調査月報』2009年度/No.3，外務省第一国際情報官室，pp.1-36
- K：藤田輔(2012a)「アジア諸国における責任ある企業行動の推進への課題：OECD インストルメントの普及活動の観点から」『外務省調査月報』2011年度/No.3，外務省第一国際情報官室，pp.1-26

- L : 藤田輔 (2012b) 「OECD 投資の政策枠組みとその東南アジアへの適用に関する一考察」『上武大学ビジネス情報学部紀要』第 11 巻第 2 号, 上武大学ビジネス情報学部, pp.131-179
- M : 弥永真生 (2007) 「外銀規制と競争政策」『アジア金融セクターの規制緩和に関する法制度研究』ジェトロアジア経済研究所, pp.59-74
- N : Hardin, A. and L. Holmes (1997), *Service Trade and Foreign Direct Investment*, Canberra, Australian Productivity Commission
- O : Kalinova, B., A. Palerm and S. Thomsen (2010), “OECD's FDI Restrictiveness Index: 2010 Update”, *OECD Working Papers on International Investment*, 2010/03, Paris, OECD Publishing
- P : OECD (2012a), *OECD Codes of Liberalisation: New Governance Arrangements*, Paris, OECD Secretariat
- Q : OECD (2012b), *Competitive Neutrality: Maintaining a Level Playing Field between Public and Private Business*, Paris, OECD Secretariat
- R : OECD (2013), *OECD Code of Liberalisation of Capital Movements 2013*, Paris, OECD Secretariat

(筆者は元 OECD 日本政府代表部専門調査員。現在, 上武大学ビジネス情報学部講師。)

* 本稿は筆者個人の見解に基づくものであり, 外務省の正式見解を示すものではない。